

2 妊娠期

母子健康手帳の交付

妊娠がわかり、出産予定日が確定したら…

➡住民課健康推進グループ又は上厚真支所へお越しください。

【届出に必要なもの】

- ・通帳（給付金申請用）
- ・マイナンバーカード

- ・母子健康手帳
- ・妊産婦健診等受診票
- ・マタニティマークなど
をお渡しします☆

妊産婦健康診査（妊産婦健康診査受診票の交付）

ア) 一般健康診査受診票 1 4回分

イ) 超音波検査受診票 1 1回分

ウ) 産婦健康診査受診券 2回分

※ ア～ウは、道内の医療機関で使用できます。里帰りなどで道外の医療機関を受診される場合は、一度実費で支払っていただき、後日償還払いします。

妊婦歯科健診

妊娠中は、つわりや唾液の性質の変化、ホルモンの影響で、歯や口腔内のトラブルが起こりやすくなります。歯科健診を受けてトラブルに対処できるように、妊娠中の歯科健診費用を助成します。

【対象者】 町内にお住まいの妊婦の方（母子健康手帳の申請があった方）

【実施内容】 歯科受診に適している妊娠中期（妊娠18週～25週）頃に受診票を送付しますので、委託医療機関（厚真歯科または桂歯科クリニック）にてご受診ください。

妊産婦健診・出産時の交通費助成

妊産婦健診および出産時の通院時にかかる交通費の一部を助成します。

※新生児訪問時に申請のご案内をいたします。産婦健診が終わったら、すみやかに申請してください。

【対象者】 次の①～③のすべてに該当する方

- ①厚真町に住所があること
- ②厚真町の自宅から病院へ行き、健診を受診または出産していること
- ③厚真町の妊婦一般健康診査受診票の交付を受けていること

【上限額と助成額】

	上限額	対象となる健診	助成額
通院1回につき	片道 715円	①受診票交付後に受けた妊産婦健康診査(上限14回) ②出産(1回) ③産婦健康診査(2回)	上限額と実支出額のいずれか低い方の額

【申請先】 住民課健康推進グループ（総合ケアセンターゆくり内）

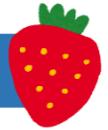
【申請時に必要なもの】 ①母子健康手帳 ②通帳など振込先口座情報がわかるもの

妊婦訪問指導事業



妊娠高血圧症などの疾病の既往がある方、妊娠・出産に不安のある方、妊婦健診の結果、保健指導が必要な方、その他訪問を希望する方に対して、保健師が訪問指導を行います。

母親（両親）教室



講話や実習を通し、妊娠・出産・育児についての不安を軽減し、安心して出産を迎えられるよう保健師等が支援します。

【対象者】 町内にお住まいの妊婦の方とそのパートナー、家族

【実施内容】（例）・妊娠中の栄養について ・お産の準備
・母乳育児の話 ・育児手技（沐浴、着替え、おむつ交換など）
・妊婦同士の交流 など、ご希望の内容で個別に対応します。

【申込方法】 希望される方は、住民課健康推進グループまでお申し込みください。

産前サポート事業（プレママ教室）



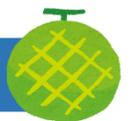
妊婦の方を対象に、保健師や助産師等による相談支援を行います。マタニティヨガなどを楽しみながら、リラックスしたり、他の参加者と交流することができます。

【対象者】 町内にお住いの妊婦の方

【実施内容】 ・妊娠・出産・育児に関する悩みや不安の相談
・妊婦同士の交流
・助産師によるマタニティヨガ など

【実施回数】 年4回（母子健康手帳交付時にご案内します。）

国民年金保険料 産前産後免除制度



国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。申請し、免除になると、免除期間も保険料を納付したものと、老齢基礎年金の受給額に反映されます。対象期間の保険料を前納している場合、対象期間の全額が還付（返金）されます。付加保険料の納付は可能です。

【対象者】 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方
*平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。

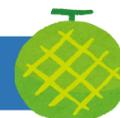
【免除対象期間】 単胎の方…出産予定日または出産日が属する月の1か月前から4か月間
多胎の方…出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

【申請先】 住民課町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内）

【申請時に必要なもの】

- ①母子健康手帳（出産後の届出で、厚真町で出産日が確認できる場合は不要）
- ②年金手帳、基礎年金番号通知書など基礎年金番号がわかるもの

【届出の時期】 出産予定日の6か月前から届出できます。



国民健康保険被保険者の方が出産される際に、出産前後の一定期間に相当する国民健康保険料が減額される制度です。

【対象者】 厚真町国民健康保険の被保険者で出産日が令和5年11月1日以降の方
*令和5年11月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。

【軽減対象期間】 単胎の方…出産予定日または出産日が属する月の1か月前から4か月間
多胎の方…出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

【申請先】 住民課町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内）

【申請時に必要なもの】

- ①母子健康手帳（出産後の届出で、厚真町で出産日が確認できる場合は不要）
- ②本人確認書類

【届出の時期】 出産予定日の6か月前から届出できます。